

東京港の港湾施設における無人航空機利用の取扱いについて

(目的)

第一条 東京港の港湾施設における無人航空機利用の取扱いについて（以下「取扱い」という。）においては、東京港の港湾施設における無人航空機の利用に関して必要な事項を定め、無人航空機の適切な利用により、港湾施設、その利用者及び都民の安全を確保し、港湾事業の効率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 この取扱いにおいて「港湾施設」とは、東京港における、東京都港湾管理条例（（平成十六年東京都条例第九十三号）以下「条例」という。）第二条に規定する港湾施設をいう。
- 二 この取扱いにおいて「無人航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項で定める無人航空機をいう。
- 三 この取扱いにおいて「担当部署」とは、当該港湾施設を管理する部署のことをいう。

(承認)

第三条 港湾施設（一般公衆に開放している範囲を除く。）において、次の各号に掲げる要件に該当する場合には、無人航空機の利用を承認することができる。

- 一 航空法第三百三十二条ただし書に定める許可を得た者
- 二 港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがなく、かつ港湾本来業務や報道目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められること
- 三 その他法令、関係運用規定等を遵守していること

2 前項の承認は、原則として航空法第三百三十二条の二の各号に該当しない飛行方法について適用しない。ただし、当該飛行方法によっても港湾施設及び港湾施設の利用者の安全確保ができるものに限り、承認することができる。

(承認手続き)

第四条 担当部署は、前条第一項の承認をするにあたり、次の各号に掲げる書面を確認しなければならない。

- 一 東京港の港湾施設における無人航空機利用申出書

二 航空法第百三十二条ただし書に規定する国土交通大臣の許可があることを証明する書面

三 飛行区域図面、安全対策及び緊急時の連絡体制等が分かる書面

2 前条第二項ただし書の承認である場合、前項に掲げる書面のほか、航空法百三十二条の二ただし書に規定する国土交通大臣の承認があることを証明する書面を確認しなければならない。

3 担当部署は、次の各号に応じ関係部署への協議等を行う。

一 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の第二条第三項に規定する国際埠頭施設（東京都が保安管理者であるもの）における制限区域での飛行にあつては、東京港管理事務所港務課保安担当

二 実質的な施設管理者がいる施設での飛行にあつては、当該施設管理者

4 飛行区域が他の港湾施設や港湾区域に跨る場合などの飛行にあつては、無人航空機利用申請者（以下「申請者」という。）に担当部署を紹介する。

5 申請者に対し、飛行区域内及びその周辺における他の港湾局所管部署及び港湾関係者等に対して事前周知を行わせるとともに、当該関係者が対応策を必要とする場合は、それに従うよう指導する。

（事故・災害時の特例）

第五条 国や地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合については、第三条第一項又は第二項の承認を受けることなく、無人航空機を飛行させることができる。

（留意事項）

第六条 警視庁等からの警備協力依頼などにより、本取扱いに関わらず無人航空機の飛行の自粛等について協力する場合がある。その際の取扱いについては、別途処理する。

附則

（施行期日）

この取扱いは、平成三十年四月一日から施行する。

(別紙)

承認書

本件申出について、承認する。
裏面（又は別紙）の条件等を遵守すること。

平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所 課長

番号	
承認印	

担当 係 - - 承認印のないものは無効です。

東京港の港湾施設における無人航空機利用申出書

平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所 課長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、港湾施設において無人航空機を利用したいので、承認願いたく申し出ます。

- 1 利用目的
- 2 飛行日時 平成 年 月 日 (から平成 年 月 日まで)
時から 時まで
- 3 飛行区域ふ頭 又は 施設
- 4 その他
立入人数
- 車両・機材
- 現場責任者
- 現場連絡方法
- その他

【添付書類】

- 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」(写)
- 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」(写)
- 当該飛行に係る飛行区域図面、安全対策及び緊急時の連絡体制等の分かる資料

利用条件

- ① 無人航空機の利用時は、本書を所持し、港湾局職員又は港湾局委託警備員から求められたときは、これを提示すること。
- ② 承認を受けた内容以外では、利用しないこと。
- ③ 港湾機能に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- ④ 撮影が認められている場合のその飛行範囲などについては、港湾局担当職員の指示に従うこと。
- ⑤ 利用後、直ちに自己の負担において清掃し又は原状回復を行うこと。
- ⑥ 利用に当たっては、十分な安全対策を行うとともに、飛行区域及びその周辺における港湾関係者等に対して利用する旨の事前周知を行うとともに、港湾局担当職員及び関係者が必要とする対応策を講じること。
- ⑦ 飛行の承認を受けた場合であっても、施設管理上の事由や警視庁等からの警備協力の要請などにより、本承認を取り消す場合があるので、それに従うこと。
また、無人航空機を利用中に管理者が危険と判断し、中止を命じた場合は、それに従うこと。
- ⑧ 事故等異常があったときには、応急対応を図るとともに、速やかに港湾局担当職員に連絡すること。
- ⑨ いかなる事由であっても、人身事故を起し、又は港湾施設等を損傷させた場合などは、申請者はその一切の責任を負うこと。
- ⑩ 上記に掲げるほか、港湾局担当職員の指示がある場合には、これに従うこと。